

令和6年10月以降、 基準を満たさない認可外保育施設は 保育料無償化の対象施設ではなくなります

○ 保育料無償化とは

- 認可外保育施設等を利用する3歳児～5歳児クラスの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となっています。

※ 対象となる認可外保育施設等は、区市町村の「確認」をうけた施設です。

※ 対象者は、区市町村から「保育の必要性の認定」を受けた子どもです

○ 対象施設について【重要】

- 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は国が定める基準を満たすことが必要です。

※ ただし、現在基準を満たしていない施設が基準を満たすため、5年間(令和6年9月末まで)の経過措置期間が設けられています。

- 令和6年10月以降、基準を満たさない認可外保育施設は保育料無償化の対象施設ではなくなります。

※ 令和6年10月以降、保育料無償化の対象となるためには、国が定める基準を満たし、区市町村の確認を受けている認可外保育施設に在園している必要があります。

※ 今後、新たに国の定める基準を満たす場合、反対に国の定める基準を満たすことができなくなる場合があります。
最新の証明書の取得状況は、入園等を検討している施設へお問い合わせください。

- 制度についての詳細や対象施設等について次ページのホームページ一覧よりご確認ください。

○ ホームページ一覧

リンク先	HP
認可外保育施設等の無償化について (台東区 HP)	
【証明書交付状況】(都 HP) ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、 その他施設一覧	
【証明書の交付状況】(都HP) 居宅訪問型保育事業者一覧(いわゆるベビーシッター業)	
【指導監査結果】(都 HP) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する 指導検査結果	

○ 問い合わせ先

台東区教育委員会 児童保育課

TEL:03-5246-1234、1309